生活文化常任委員会次第

令和3年2月19日(金)午前11時 於 大 会 議 室

- 1 開 会
- 2 議事(市民生活局関係)
- (1) 付託された議案の審査

議案(1件)

議案第19号 令和2年度明石市一般会計補正予算(第11号)

※ 資料参照 ……………… 田中 産業政策課長

- (2) その他
- 3 閉 会

以 上

生活文化常任委員会資料 2021 年(令和3年)2月19日 市民生活局産業振興室産業政策課

議案 19 号関連資料 新型コロナウイルス拡大防止協力金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮(時短営業)にご協力いただいた事業者に対し、協力金を県・市町が協調で支給します。

2 対象者

県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者

3 支給要件

県が要請する全ての期間において、時短営業(休業を含む)をした店舗単位 に支給します。

要請期間	令和3年1月14日~2月7日
対象施設	飲食店・遊興施設のうち食品衛生法 の飲食店営業許可ま
	たは喫茶店の営業許可を受けている飲食店
支給要件	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午
	前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前 11 時から午
	後7時まで)に短縮した場合に支給
支給額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

4 予算額

128,700 千円

国の地方創生臨時交付金(8割)、地方負担分(2割)を県と市町で

2:1の割合で負担します。

5 スケジュール

2月8日から	申請受付開始、審査
2月17日	兵庫県 補正予算議決
2月下旬	審査完了分から協力金の振込を開始し、その後は、週 1
	回程度で支給する。

6 その他

交付等事務は、市町からの委託契約に基づき県が一括して実施(事務費は全額県負担)

生活文化常任委員会次第

令和3年3月9日(火)午前10時 於 大 会 議 室

1 開 会

\mathbf{O}	===	串
2	ā 我	*

(1) 市民生活局(文化・スポーツ室・産業振興室・豊かな海づくり室・環境室)、 農業委員会関係 ① 付託された議案の審査
議案(6件)
議案第20号 令和2年度明石市一般会計補正予算(第12号)〔分割付託分〕 藤原 文化・スポーツ室長
議案第21号 令和2年度明石市葬祭事業特別会計補正予算(第1号) 合田 環境室長兼環境総務課長
議案第27号 文化財収蔵庫設置工事請負契約のこと ※ 資料参照
議案第32号 令和3年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕
議案第33号 令和3年度明石市葬祭事業特別会計予算 合田 環境室長兼環境総務課長
議案第38号 令和3年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算 田中 産業政策課長
② 報告事項(5件)
ア ウイズコロナ感染対策助成事業の実施状況について ※ 資料参照

イ 個人商店寺緊急支援金事業による貸付金の返済据直期間の延長について ※ 資料参照
ウ 気候非常事態宣言後の取組について ※ 資料参照 杉山 地球温暖化対策担当課長
エ 飼い主のいない猫の課題解決について ※ 資料参照 竹中 参事(環境政策担当)兼
あかし動物センター所長 オ 2021年度(令和3年度) 組織改正案について ※ 資料参照
③ その他
(理事者入れ替え)
(2) 市民生活局(市民生活室、市民協働推進室、あかし総合窓口・市民センター)関係 ① 付託された議案の審査 議案(9件)
職業(317) 議案第20号 令和2年度明石市一般会計補正予算(第12号)〔分割付託分〕 岩崎 市民協働推進室長
議案第22号 令和2年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 和歌 国民健康保険課長
議案第24号 令和2年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) 山口 市民生活室長兼長寿医療課長
議案第 7 号 明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと 中野 市民課長
議案第16号 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例制定のこと
※ 資料参照 山口 市民生活室長兼長寿医療課長
議案第28号 権利の放棄のこと ※ 資料参照野瀬 人権推進課長
議案第32号 令和3年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕 岩崎 市民協働推進室長

議案第34号	令和3年度明石市国民健康保険	事業特別	会計予算
		. 和歌	国民健康保険課長
議案第40号	令和3年度明石市後期高齢者医 山口 市		
② 報告事項(1ア DVのない※ 資料	社会に向けた施策の推進について		男女共同参画課長
③ その他			

3 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

4 閉 会

以 上

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)3月9日 市民生活局文化・スポーツ室文化振興課

議案第27号 関連資料 文化財収蔵庫設置工事請負契約について

1 提案理由

文化財収蔵庫設置工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案します。

2 事業の概要

市内に分散して保管している埋蔵文化財の出土資料について、適切に保存するとともに市民への啓発等に資するため、魚住清掃工場跡地内に一括収蔵する文化財収蔵庫(展示室を含む)を設置するものです。

3 工事の内訳

種別	工事内容	工事費(参考)
文化財収	建築工事	189, 200, 000円
蔵庫設置	(建築)	(132,000,000円)
工事	(電気設備)	(15,400,000円)
	(機械設備)	(17,600,000円)
	(外構)	(16,500,000円)
	(その他)	(7, 700, 000円)
	設計	4, 400, 000円
	合 計	193, 600, 000円
	(令和2年度予算)	(19, 200, 000円)
	(令和3年度予算)	(174, 400, 000円)

4 工事期間

契約締結の翌日から2022年(令和4年)1月31日まで

5 事業者選定結果

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式 (設計・施工一括)

(2) 応募者数 2者

(3) 事業予定者 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号

大和リース株式会社神戸支店

支店長 角一 吉昭

(4) 提案内容

① 工事費 193,600,000円(税込・限度 199,199,999円)

② **工** 期 令和4年1月31日(限度 令和4年3月31日)

③ 設計概要

・構 造:軽量鉄骨ブレース構造 準耐火建築物

·延床面積:1386㎡

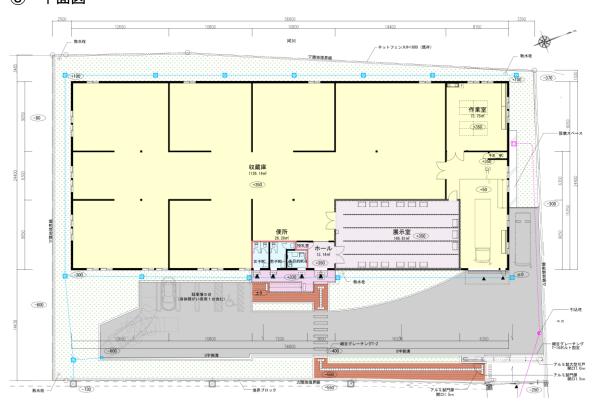
・室別面積:展示室147㎡、収蔵室1126㎡、その他113㎡

・最高高さ:6m45cm

4 外観パース



⑤ 平面図



生活文化常任委員会資料

2021年(令和3年)3月9日

市民生活局産業振興室産業政策課

ウイズコロナ感染対策助成事業の実施状況について

全国的にコロナ禍の早期収束のめどが立たない中、今後はウイズコロナとして、安全な市民生活と経済の両立を果たしていくため、とりわけ感染の恐れの高い飲食店を中心とした店舗を対象として実施しました。

実施にあたっては、店舗のとりまとめ役として、明石飲食業組合などの飲食 関係組合、市内商店街などに協力をいただき、店舗との連絡調整や組織単位で のウイズコロナの自主事業等を実施していただきました。

また、これを機会に新規組織、新規加入店舗などがあり、組織化が推進され互助の機運が高まったと考えられます。

1 事業の概要

- ●組合、商店街全体を通じた対策費用として
 - 1組合等50万円(加盟店舗数が50未満)、100万円(加盟店舗が50以上)
- ●店舗での対策費用として
 - 1店舗5万円

2 実績

- ●31 組合等、944 店舗
- ●補助額合計 6,770 万円
- ●新規組合等 5組合等 (68店舗)
- ●既存組合等への新規加入店舗 70 店舗

3 主な取り組み

- ●消毒液、検温計、アクリルボードなどのコロナ対策物品の整備
- ●来客へ、マスクなどの感染症対策啓発グッズの配布
- ●コロナウイルス感染症対策の勉強会の開催

など

生活文化常任委員会資料 2021 年(令和3年)3月9日

市民生活局産業振興室産業政策課

個人商店等緊急支援金事業による貸付金の返済据置期間の延長について

1 趣旨

コロナ禍第3波にかかる緊急事態宣言の再度の発出は、地域経済に再び大きな影響を与え、とりわけ、個人商店等においては経営等が一層厳しい状況となりました。

明石市商店街連合会や明石飲食業組合など、個人商店等を中心とする市内の各種 団体からも支援の要望を受けているところです。

市では、「高齢者・障害者サポート利用券」や「あかし 3 割おトク商品券」などの地域経済対策や、「ウイズコロナいっしょにがんばろう応援金」で飲食店を中心とした支援策を実施してきたところでありますが、事業者などの厳しい状況を踏まえ、昨年4月より実施した個人商店等緊急支援金事業の返済据置期間を当初予定していた12か月から18か月間延長することとします。

2 事業の概要

- ① 対象/1店舗の賃借料が50万円以下の事業者
- ② 融資限度額/50万円以内。ただし、2店舗以上の場合は100万円以内
- ③ 利率等/無利子、無担保
- ④ 償還/36 か月以内

3 今回の変更点

返済に際し、据置期間を 12 か月から 18 か月とします

4 貸付の状況

- ① 融資件数/585件
- ② 融資総額/1億7956万6000円

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)3月9日 市民生活局環境室環境総務課

気候非常事態宣言後の取組について

1 概要

本市では、気候変動対策の推進に関する確固たる方針として、令和2年3月23 日に市議会の全会一致により「気候非常事態宣言」を表明いたしました。

つきましては、気候非常事態宣言後のこれまでの取組及び次年度実施予定の取組について、報告いたします。

2 これまでの取組

令和2年度において実施した取組については、次のとおりです。

なお、実施予定の取組においても、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、感染リスクを伴うものについては延期しています。

>(> > ->		
気候変動に関する啓発	①気候変動に関する啓発用パネルの作成	
	②市のフェイスブック及びホームページによる、温室効	
	果ガス排出状況、コロナ禍における家庭での省エネ対	
	策等の情報発信	
温室効果ガス排出量に	2050年「実質排出ゼロ」に向けたシナリオを検討するた	
関する基礎調査	めの基礎調査	
他の自治体との連携	ゼロカーボン市区町村協議会※への参画	

^{※ 2050} 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目標として掲げ、脱炭素社会への実現に向けた取組に賛同する市区町村で組織する協議会。課題等の研究、国等への政策提言の実施を目的とする。

3 次年度に予定する主な取組

マイボトル普及の推進	ペットボトルの使用を減らすとともに、プラスチックご
	み削減に対する意識向上を図るため、マイボトルの普及
	を推進する。
家庭用燃料電池及び蓄	家庭用燃料電池及び蓄電池の導入を促進するため、機器
電池への補助	の購入にかかる費用の一部を補助する。
	住宅におけるエネルギー利用の効率化を図り、家庭から
	排出される二酸化炭素を削減する。
地域循環共生圏構築に	脱炭素社会の実現に向けて、「環境・社会・経済」の統
関する検討	合的向上を図るため、再生可能エネルギーを活用した地
	域循環共生圏構築の検討を行う。
明石の大切にしたい生	レッドリストガイドブックを作成し、地球温暖化をはじ
きもの(明石市レッド	めとする急激な環境の変化により危機的状況にさらされ
リスト)の周知	ている動植物の現状について、周知を行う。
啓発用パネルの活用	市民に気候変動に関する理解を深めてもらうため、今年
	度作成する啓発用パネルを活用する。

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)3月9日 市民生活局環境室あかし動物センター

飼い主のいない猫の課題解決について ~地域猫活動の取り組み~

1 概 要

本市では、飼い主のいない猫がみだりに繁殖及び増加することを抑制し、公衆衛生の向上 を図り、もって動物の愛護及び管理についての理解を深めることを目的として、飼い主のいな い猫に去勢・不妊手術を受けさせる市民に対して、手術費用の一部を助成しております。

しかし、飼い主のいない猫については、地域のトラブルに発展するなど、ご相談も多く寄せられております。

助成金利用去勢·不妊頭数	相談件数
1,136匹(雄498匹、雌638匹)	878件

(2018年度~2019年度)

2 これまでの取り組み

飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成における取り組みとしては、これまで、助成額の増額や、自治会等からの申請枠の新設、登録ボランティアによる協力体制の構築、さらには、自治会等へのパンフレット配布や広報紙・ホームページへの掲載など、市民のニーズに応じ、助成事業の拡充並びに周知啓発に取り組んでまいりました。

3 次年度の取り組み

地域が抱える飼い主のいない猫に関する課題の解決を目指し、この度あらたな取り組みとして、「明石まちねこプロジェクト」を設け、これまでの助成金制度を重点的に活用しながら、地域・ボランティア・民間・行政が一体となり、地域コミュニティの再生や、地域環境の改善、人にも動物にもやさしく、暮らしやすいまちの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

主な活動内容としましては、まずは市内でモデル地域の選定を行い、地域住民、自治会等やボランティア、さらには、獣医師会や関係団体等からの協力をいただきながら、モデル地域内における周知・合意形成に取り組んだ上で、助成金を活用した手術の実施、その後の見守りなどを行ってまいります。

4 その他

今後につきましては、モデル地域内における効果の検証を行い、状況を踏まえながら、市内 全域に活動を広げ、基金や寄附金などの設立を検討してまいります。

生活文化常任委員会資料 2021 年(令和3年)3月9日 総務局総務管理室総務課

2021年度(令和3年度) 組織改正案について

1 基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、市民の命と健康を守ることを最優先に取り組んでいくため、全庁的な組織体制については、現行の組織体制を基本としつつ、SDGsの理念を反映した誰一人取り残さない持続可能なまちづくりをより一層効率的・効果的に進めていくため、必要な体制整備を図ります。

2 改正の概要

別紙「2021年度(令和3年度)組織改正総括表(案)」のとおり ※改正後の組織の規模

[現行] 11局42室76課179係

[改正] 11局40室74課177係 (2室減、2課減、2係減)

3 各局の組織改正の概要

(1) 市民生活局

文化振興課とスポーツ振興課を担当制に変更し(文化振興担当、スポーツ振興担当)、人材の有効活用を図りながら取り組みを推進します。

(2) 福祉局

地域総合支援担当で行っている地域での居場所づくりや地域活動への支援の 事務などを一体的に推進するため、「共生社会づくり担当」に移管します。 (組織の変更はありません。)

(3) 感染対策局

安全統括室と広報相談室を統合し、「感染対策統括室」として、より連携を 強化して新型コロナウイルス感染対策の効果的な推進を図ります。

また、「ひきこもり相談支援課」を「相談支援課」に名称変更し、ひきこもりのほか、健康推進課で行っている精神保健、自殺予防などの事務を移管し、総合的に支援を行える体制を整備します。

(4) こども局

放課後児童クラブの入退所や施設整備業務をこども財団に移管するため、 「放課後児童クラブ担当」を廃止し、企画担当に統合します。

また、待機児童数が減少する見込みであるため、「待機児童対策室」を廃止 し、こども育成室内に「待機児童対策担当」を配置します。

(5) 教育委員会

GIGAスクール構想の推進や学びと育ち支援システム(統合型校務支援システム)の導入・運用にあたり、あかし教育研修センターに、既存の研修担当課長に加え、新たに「情報化推進担当課長」を配置し、情報通信環境の整備・運用、教職員のICTリテラシーの向上、関係機関における情報共有の推進など、教育現場でのデジタル化の推進、効果的な活用に取り組みます。

なお、市民サービス向上のためのデジタル化の推進については、市長部局 (総務局)にICT担当職員を配置します。

(いずれも組織の変更はありません。)

4 改正の手続

事務分掌規則の改正を行い、2021年4月1日の実施を予定しています。

2021年度(令和3年度) 組織改正総括表(案)

改正案(2021年4月1日)

現 行(2021年2月8日)

市長事務部局

局	室・課	係 等
市民生	文化・スポーツ室	
活局	文化振興担当	文化振興係
		国際交流係
		歷史文化財係
		(削る)
	スポーツ振興担当	
感染対	<u>感染対策統括室</u>	
策局	(削る)	
	あかし保健所	
	保健総務課	
	保健予防課	略
	健康推進課	略
	相談支援課	
	生活衛生課	略
こども	こども育成室	
局	利用担当	
	運営担当	
	施設担当	
	<u>(削る)</u>	
	企画担当	
	待機児童対策担当	
	<u>(削る)</u>	
都市局	都市整備室	
	都市総務課	略
	緑化公園課	略
	区画整理課	補償係
		換地係
		工務係
		(削る)

市長事務部局

甲双印	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
局	室・課	係 等		
市民生	文化・スポーツ室			
活局	文化振興課	文化振興係		
		国際交流係		
		学芸係		
		文化財係		
	スポーツ振興課			
感染対	安全統括室			
策局	<u>広報相談室</u>			
	あかし保健所			
	保健総務課			
	保健予防課	略		
	健康推進課	略		
	ひきこもり相談支援課			
	生活衛生課	略		
こども	こども育成室			
局	利用担当			
	運営担当			
	施設担当			
	放課後児童クラブ担当			
	企画担当			
	(新設)			
	待機児童対策室			
都市局	都市整備室			
	都市総務課	略		
	緑化公園課	略		
	区画整理課	補償係		
		換地係		
		工務係		
		指導係		

〇組織の規模

1 1 局 4 O 室 7 4 課 1 7 7 係 (2 室減 2 課減 2 係減)

· 市長事務部局

7局 37室 57課 127係

〇組織の規模

11局 42室 76課 179係

· 市長事務部局

7局 39室 59課 129係

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)3月9日 市民生活局市民生活室 長寿医療課

議案第16号関連資料 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、所得の少ない高齢者の健康向上や福祉増進を図るため、兵庫県の補助 事業として、県の福祉医療費助成事業実施要綱(以下「県要綱」)に沿って高齢期 移行者医療費助成事業を実施しています。

このほど県要綱が改正されることとなりましたので、本市でも同様に条例を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 訪問看護に要した費用を助成対象に追加

在宅医療の進展に伴うニーズの高まりを受け、県事業において訪問看護ステーションによる訪問看護に要した費用が助成対象となることから、県要綱と同様に本市条例を改正するもの。

※受給者に対しては、7月に予定している受給者証の切り替え時に通知予定。

(2) 税制改正に伴う所要の整備

ア 地方税法改正により、市民税課税の有無の判定に当たり、未婚のひとり親が 寡婦又は寡夫と同様の取り扱いを受けることになったことに伴い、特例の規定 を廃止するもの。

イ 所得税法において、給与所得控除額および公的年金等控除額の一部が基礎控 除へ振り替えられる改正がなされたことから、助成対象者の所得金額の算定に 影響が出ないよう、従前の判定基準を引き続き適用するもの。

3 条例改正に伴う影響等

訪問看護については、介護サービス利用者は介護保険による給付が原則となること、また障害者手帳所持者は重度障害者医療費助成の対象となる場合が多いことから、本事業での対象者は数人程度となる見込みです。

なお、税制改正に伴う条例改正については、従前と同様の取り扱いを続けるため に行うもので、助成対象者への影響はありません。

4 施行日

令和3年7月1日

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)3月9日 市民生活局市民協働推進室人権推進課

議案第 28号関連資料

住宅新築資金等貸付金の債権放棄について

1 住宅新築資金等貸付制度

住宅新築資金等貸付制度は、歴史的社会的理由により生活環境の安全向上が阻害されてきた地域の環境の整備改善を図るため、当該地域の住民に対し、一般金融機関よりも緩和した条件(所得要件、抵当権、低金利など)で貸し付けを行うことにより、これらの地域の住宅環境の改善を図り、住民の福祉増進に寄与することを目的とした制度です。

昭和48年度に国から市町村への住宅新築資金等貸付制度の助成が開始され、本市において も、昭和49年度から平成7年度まで、住宅改修・新築資金、宅地取得資金の貸し付けを行ってき ました。最終的に1,306件の貸し付けを行い、元金と利息を加えた調定累計額は62億1,857 万386円となっています。

2 貸付金の償還状況

令和2年12月31日現在、償還未済額は1億1,408万6,722円で、償還率は98.2%となり、 大部分の償還は終了していますが、借受人等の高齢化や死亡、所在不明、生活困窮などにより 長期間の滞納も発生しています。

滞納に対しては、これまでも納付相談や納付督促により自主償還に取り組んできたほか、必要な場合には、債権管理担当や弁護士職員と連携し、抵当権の実行など法的措置も行いながら滞納金の償還を進めていますが、生活困窮等により一部滞納者については償還が困難な状況になっているため、市は、国の認定を受け回収不能助成金を受領しています。

※ 回収不能助成金制度の概要

借受人及び保証人からの償還がこれ以上困難であると国土交通省が認定し(借受人が死亡、破産、居所不明、生活保護等により償還が著しく困難であり、保証人からの償還も困難であると認められる場合)、滞納元金及び利子に対して4分の3の助成金が市へ支払われるもの。助成以降は国及び県からは償還事務が終了した債権として取り扱われます。

3 今回、債権放棄する理由及び元利金額等

- (1) 債務者の無資力による回収不能状況が継続し、消滅時効10年が経過したもの 1人 2,750,452円
- (2) 借受人の破産免責、生活困窮、死亡等により回収不能となり、国の認定を受け回収不能助成金を受領(見込を含む)したもの

4人 22,785,182円

(合計) 5人 25,535,634円

4 今後の取り組み

法的措置を含め、債権回収が見込める債務者に対しては、引き続き納税課債権管理担当とも連携しながら回収に努めていきます。

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)3月9日 市民生活局市民協働推進室男女共同参画課

DVのない社会に向けた施策の推進について

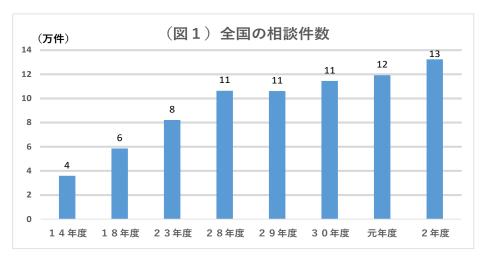
近年、DV相談の件数は全国的に増えており、特に令和2年度は新型コロナウィルスによる緊急事態宣言等の影響もあり、4月~11月末で令和元年度の年間合計11.9万件を上回る13.2万件と急激な増加となっています。(図1)

本市におきましても、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は増加 しており(図2)、その対応には一時保護のような措置だけでなく、多様な支援が必 要になっています。

このような中、本市は令和2年4月から、専任のDV防止施策担当職員を配置し、相談や一時保護業務にあたるとともに、DVをなくすための施策について検討をしてまいりましたが、この度、DVにかかる諸課題を解決するために、次のような取り組みを実施してまいります。

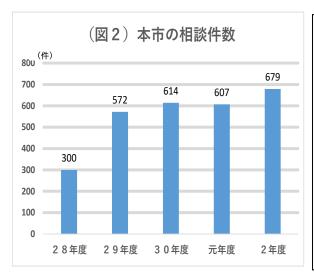
1 現状

(1)全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移(内閣府)



※(図1)内の 令和2年度の 数値は11月末 までの集計

(2)本市のDV相談の状況



【令和元年度の相談内容の分析】

- ①同居している 18 歳未満の子どもがいるのは66%。そのうち虐待があるのは45%。
- ②障害者からの相談件数は 163 件(26.9%)。精神障害が一番多い。
- ③日本語が充分に話せない被害者からの相 談件数は51件(8.4%)、実人数は4人。
- ④一時保護をしたのは7件。
- ⑤令和2年度の相談で「DVであるが地域を 離れず解決したいという相談者」は約1割。
- ※(図2)内の令和2年度の数値は12月末まで の集計

2 課題

- (1) DVから逃れ一時保護に至るようなケースでは、被害者が社会的にも経済的に も自立した生活ができるような状況となる必要があるが、現状では、一時保護施 設の入所期間や外出などの制限があり、十分な支援ができていない。
- (2) 児童虐待との複合ケースや被害者が障害者であるケースなどでは、子どもの保護や福祉サービスを活用した生活支援なども同時に行うこととなるため、こどもセンターや福祉部局などと綿密な連携が求められる。
- (3) DVがありながらも「子どものために住んでいる地域を変えたくない。」「今の生活を変えたくない。」といったケースが増えており、被害者世帯を見守る連携体制も必要である。
- (4) 外国人の相談では、言語の壁があり、十分な支援ができていない。

3 令和3年度の取り組み

- (1) DV被害者の自立生活援助事業
 - イ)生活再建へ向けた宿泊事業(拡充)

緊急対応としての一時保護施設(県で負担)を退所後、市が委託するシェルターとしての民間宿泊施設を提供し、住居探しや公的手続きなどの同行支援を行う。

口)自立生活支援員派遣(新規)

専門知識を持った自立生活支援員を民間団体からの派遣により本市のDVセンターに配置し(非常勤)、生活再建のアドバイスや相談など、一時保護施設退所後に地域で生活を始めた人のアフターフォローを行う。

- (2) DV被害者保護支援ネットワークの構築 (拡充)
 - DV被害者保護に関わる庁内外の関係機関(こどもセンター、学校、民間支援団体等)とのネットワークを構築し、課題やケースに応じた会議や研修等を通じDV被害者支援の連携強化を図る。
- (3) 支援者の専門性向上のための研修(拡充)
 - イ)DV相談員専門研修(スーパーバイズ研修)
 - ロ)関係機関職員向け研修(事例検討中心)
- (4) 外国人通訳業務委託(新規) 面接時や同行支援時の通訳
- (5) 啓発活動の強化(新規)

若い世代向けジェンダー平等出前講座(小学4年生対象、5校程度)の実施と講 師養成

4 予算額

事務事業名	予算額 (千円)	前年度予算から の増額 (千円)	上記3の該当す る取り組み
女性のための相談事業	3, 784	2,946	$(1) \sim (4)$
男女共同参画推進事業	5, 380	459	(5)